

みずほ中国 Business Express（第 753 号）

2026 年 6 月 29 日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部

平素より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

「みずほ中国 Business Express」では、中国の最新の政策動向をお届けいたします。

対外政策：『外資利用の安定化・最適化促進行動計画』

6 月 22 日、商務部、国家発展改革委員会、財政部は共同で「外資利用の安定化・最適化促進行動計画」を発表した。同計画は、市場参入の拡大、外商投資の利便性向上、投資促進レベルの向上、外商投資サービス支援制度の整備、外資管理の最適化という 5 つの分野をめぐり、15 項目の政策措置を提示している。

背景：

中国の外資誘致は比較的高い強靱性を維持しており、依然として世界の主要なクロスボーダー投資先の一つである。2025 年末時点で、中国の外資企業数は 53.3 万社、対内直接投資残高は 4 兆米ドル近くに達し、2020 年末と比べ、それぞれ年平均 4.5%、3.6%増加した。2026 年 1～5 月には、外資企業約 4,000 社が追加投資を行った。

外資企業の中国市場での長期的な事業展開・深化を奨励・支援することは、中国の一貫した政策方針である。一方で、政府調達への平等な参加や市場参入等の課題も、在中国外資企業から広く注目されている。「第 15 次五カ年計画」期間中に外資誘致の新たな優位性を形成するため、商務部は国家発展改革委員会、財政部等とともに、外資企業が関心を寄せる課題に焦点を当て、同計画を取りまとめた。次の段階として、商務部、国家発展改革委員会、財政部は関係政府機関とともに、各政策措置の着実な実施に努め、実効性を確保するよう推進する方針である。

外資企業にとっての主な意義：

- **対中投資に対する信頼感の向上：**同計画により、外資企業に対する内国民待遇が一層確保されることが期待される。同計画は、各分野の支援政策、各種消費促進支援政策、ならびに政府調達および大学等による調達における公平性の原則を明確にしている。また、同計画は、外資による M&A に係る管理制度の整備、データ越境移転管理の最適化、外資の国内再投資の促進等も明確にしている。これにより、外資企業のコンプライアンスコストの低減につながり、外資企業の投資意欲を高めることが期待される。
- **中国市場における事業機会の拡大：**現在、製造業分野における外資参入制限は全面的に撤廃されており、同計画はサービス業分野の開放深化を強調している。教育、金融、医療等の分野における投資制限が段階的に緩和されることにより、外資企業にとって中国市場での事業展開の余地が広がるとみられる。

【図表 1】『外資利用の安定化・最適化促進行動計画』の要点

条 目	要 点
一、市場参入の拡大	➤ サービス業分野の開放を深化する。 ➤ 金融業の開放水準を着実に高める：外資によるファンド投資助言業務の展開を支援する。クロスボーダー業務管理を最適化する。重点外資企業による中国国内での上場・資金調達等を支援する。 ➤ 外資による医薬等産業の質の高い発展への参入を支援する。
二、外商投資の利便性の向上	➤ 外資による M&A に係る管理制度の整備：外国投資者による国内企業買収に関する規定の改正・公布を加速する。 ➤ データ越境移転に係る管理を最適化する。 ➤ 外資による国内再投資の促進：外国投資者が分配利益を再投資する場合の税制優遇政策を着実に実施する。 ➤ 外資企業による中国国内での研究開発センターの設立を積極的に誘致する。
三、投資促進レベルの向上	➤ 「投資中国」ブランドの影響力を強化する。 ➤ 外商投資プロジェクトの適正な誘致の推進：政府機関が法に基づいて行った政策上のコミットメントを厳格に履行する。
四、外商投資サービス保障制度の整備	➤ 外資企業に対する内国民待遇の全面的実施：外資企業に対する内国民待遇の確保に向けた取り組みを強化する。法律法規に明確な規定がある場合または国家安全分野に関わる場合を除き、企業に関連する支援政策を内資企業・外資企業に同等かつ平等に適用する。政府調達、入札等の分野において、公平競争審査制度を厳格に実施する。大学・研究機関等が実施する調達活動において、外資企業の平等な参加を確保する。 ➤ 外資企業による消費促進策への参加支援：外資ブランド製品または外資企業であることを理由に、条件を満たす製品またはサービスを各種消費促進支援政策の適用対象から排除することを禁止する。 ➤ オンラインビジネス環境を最適化する。 ➤ 重大・重点外商投資プロジェクトに対するサービス支援を強化する。
五、外資管理の最適化	➤ 地域間で連携した外資誘致を推進する。 ➤ 外商投資管理の情報化レベルを向上する。

(公開情報に基づき、みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部整理作成)

【図表 2】 財政部による政府調達分野における外資企業の内国民待遇確保に向けた措置

措置	主な内容
一、法律制度の整備	➢ 財政部は政府調達法の改正を積極的に推進しており、政府調達において、中国国内で生産される製品および提供されるサービスについては、内資企業・外資企業を法に基づき同等かつ平等に扱うことを改めて明確にしている。 ➢ 『政府調達における異常低価格問題の解決促進に関する通知』を公布し、品質と価格のバランスが取れた健全な市場秩序の形成を図っている。
二、国製品基準の明確化	➢ 2025 年、国務院は『政府調達における国産品基準および関連政策の実施に関する通知』を公布し、内資企業・外資企業が生産した、国産品基準に適合する製品について、政府調達政策上の支援を同等に適用することを明確にした。
三、監督管理の強化	➢ 各級財政部門は、政府調達分野における内資企業・外資企業に対する差別的な取扱い、候補者リスト、事業者名簿、資格リストを違法に設けること等、公平競争を妨げる行為の是正・整理を継続している。 ➢ 2024 年から 2026 年にかけて、財政部は政府調達分野における 4 種類の違法・不適切行為に焦点を当て、外資企業に対する差別・排斥を重点是正対象の一つとして、関係機関とともに特別是正措置を継続して実施している。
四、行政裁決制度の整備	➢ 財政部は中国政府調達ウェブサイトにも苦情・通報受付窓口を開設し、外資企業を含む各種事業主体の合法的権益を保護している。

(公開情報に基づき、みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部整理作成)

中国語原文は以下のリンクをご参照ください:

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_6ec41d10a569434c8ebc942aca23e544.html

みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 担当者:単

Tel : 021-3855-8888 (Ext:1157)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2026 Mizuho Bank (China) , Ltd.

1. 本資料は仏律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策仏規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方仏においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。